

**平成22年度
松江市原子力防災訓練**

《松江市実施要領》

松 江 市

平成22年度原子力防災訓練

【松江市】

《目的》

災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、防災基本計画及び松江市地域防災計画(原子力災害編)に基づき、原子力発電所周辺地域住民の安全を確保するため、原子力発電所における異常事態の発生に備え、国、県、防災関係機関との連携の下に、緊急時に必要となる活動の訓練を実施することにより、防災業務従事者の原子力防災対策に対する習熟度を高めるとともに、周辺地域住民の訓練参加により、原子力災害に対する意識の高揚と知識の向上を図り、もって原子力防災体制を確立すること目的とする。

《実施日時》

平成23年1月19日(水) 8:30～14:00頃

(オフサイトセンター活動訓練は、平成22年12月14日、15日に実施)

《実施場所》

松江市役所本庁、鹿島支所、島根支所、城西公民館、市内小中学校、幼稚園、保育所、島根県職員会館(広域避難所)、島根県原子力環境センター、社会福祉施設(鹿島、島根)、島根原子力発電所

《参加機関》

松江市、松江市教育委員会、松江市消防本部、松江市立病院、松江市交通局

鹿島自治連合会、島根地区自治会連合会、城西地区町内会連合会

松江警察署、松江市消防団、社会福祉法人(鹿島、島根)

陸上自衛隊出雲駐屯地、第八管区海上保安本部美保航空基地、(独)原子力安全基盤機構、(独)日本原子力研究開発機構原子力緊急時支援・研修センター

《訓練想定》

“島根原子力発電所2号機の外部電源が喪失し、蒸気加減弁を急速に閉じたが、タービンバイパス弁が不作動のため所内単独運転に失敗した。(原子炉スクラム)その後、原子炉隔離時冷却系(RCIC)を手動起動し、残留熱除去系(RHR)ポンプにより、冷却水の除熱を行うが、残留熱除去系が故障により停止し、原子炉除熱機能が喪失する状況に陥り、原子力災害対策特別措置法第10条^{注1)}に該当する事象となった。”という想定のもとで各種訓練を行う。

ただし、住民、生徒参加の広域避難措置訓練については、上記事象が進展し原子力災害対策特別措置法第15条^{注2)}に該当する事象となったという想定のもとで訓練を行う。

注1) 第10条事象 …原子力災害対策特別措置法第10条による特定事象(原子力事業所の区域の境界付近において定められた基準以上の放射線量が検出されたこと、またはその他の政令で定める事象の発生)が発生し、

原子力事業者から国、地方公共団体へ通報を行う事象。

注2) 原災法第15条事象・・・原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止するすべての機能が喪失するなど、原子力災害対策特別措置法第15条に基づく異常な事象が発生し、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発せられ、国において原子力災害対策本部が設置される事象。

《訓練項目及び内容》

☆市が主体となつて行う訓練

1. 初動対応訓練(緊急時通信連絡訓練)

発電所から安全協定第10条に基づく異常時の連絡を受け、防災関係機関相互の対応状況について確認するとともに、速やかに本庁関係課へ通信連絡を行い、原子力事故対策会議を開催し、事故進展に備えた市の取るべき措置等について検討する。(今回の訓練では支所への通信連絡訓練を想定事項とする)

○内部組織での通信連絡訓練

【初期通信及び集合】

安全協定第10条連絡受信後の初動要員への通信連絡を行う。

なお、訓練は、通常勤務時間中であると想定し実施する。

【段階別通信及び参集】

・防災安全課と本庁関係課との通信連絡。

・本庁原子力事故対策会議構成員への通信連絡及び参集。

※鹿島・島根支所、城西公民館との通信連絡訓練は、原災法第10条事象発生後の想定のもと、住民避難及び屋内退避訓練に特化した通信連絡訓練を実施する(本庁ストーリーとは切り離し)。

○外部機関との通信連絡訓練

島根県、島根原子力発電所、その他防災関係機関との間で、専用電話回線等を使用した通信連絡を行う。

○原子力事故対策会議の開催及び運営訓練

構成課において災害関連情報を共有し、発電所での事故進展に備えた今後の市の取るべき措置等について検討する。

【本庁】 原子力事故対策会議の設置・運営訓練(1回)

【鹿島・島根支所】現地災害対策本部会議(2回) ※本庁事故対策会議とは切り離し

(支所災害対策本部会議を1回開催したと想定のもと実施)

2. 緊急時モニタリング訓練

緊急時モニタリングセンターに要員を派遣し、緊急時モニタリング活動を実施する。

【訓練対象】 島根県緊急時モニタリングセンター構成員13名

(本庁環境保全部9名、鹿島支所2名、島根支所2名)

3. 緊急時被ばく医療活動訓練

島根県緊急時医療センターからの要請により医療スタッフを派遣し、救護所における避難住民のスクリーニング訓練、汚染患者発生時の医療機関への救急搬送及び通信連絡訓練、緊急被ばく医療関係者研修を実施する。

また、本庁、鹿島・島根両支所に保管しているヨウ素剤の搬送体制を整え、避難住民とともに避難所まで搬送する。

【訓練項目】

- 避難住民のスクリーニング等及び緊急被ばく医療関係者研修(松江市立病院)
- 汚染患者の医療機関への搬送訓練(松江市消防本部)
- ヨウ素剤搬送訓練

4. 広報活動訓練

- 住民への広報訓練

多重の方法により住民への迅速かつ的確な情報伝達訓練を実施する。

【広報手段】防災行政無線、有線放送、ケーブルテレビ、ホームページ、防災メール、広報車、松江市行政情報告知システム

※国際文化観光都市という地域特性から、文字情報による広報では、外国語を交えて実施

※広報車による広報では、松江市広報車両、松江市消防団の車両にて実施(鹿島・島根)

※島根支所管内においては、告知システム(TV画面付き)を利用した緊急情報提供と避難状況の確認を行う。

【対象地区】松江市全域

※防災行政無線、有線放送、広報車による広報は鹿島地区、島根地区においてのみ実施。

5. 住民の避難措置等訓練

- 住民への屋内退避指示等伝達訓練及び屋内退避

【訓練対象地区】 鹿島地区(古浦地区は除く)、島根地区の各戸

- 住民の避難訓練

【訓練対象地区及び対象者】

・避難訓練:鹿島地区約40名、島根地区約40名、城西地区約55名、の合計約135名

※避難訓練では、災害時要援護者の搬送訓練(鹿島・島根地区のみ)を併せて実施する。

【避難所】 島根県職員会館(松江市内中原町52番地)

- 避難状況確認訓練(鹿島)

【訓練対象地区】 鹿島地区(古浦)

【参加団体】 松江市消防団(鹿島方面団恵曇分団)、古浦地区自主防災組織

6. 災害時要援護者の避難措置等訓練

災害時要援護者への情報伝達、広域避難訓練

- 社会福祉施設への通信連絡及び屋内退避訓練

【訓練対象施設】 鹿島町の社会福祉施設

- 災害時要援護者の広域避難訓練

住民の広域避難訓練に併せ福祉車両等を活用し災害時要援護者の搬送訓練を行う。

【訓練対象地区】 鹿島地区、島根地区

7. 学校等の避難措置等訓練

- 対象校等への避難等の指示伝達訓練

- 生徒等の屋内退避訓練及び原子力防災学習

【訓練対象学校等】

(中学校)湖北中学校、鹿島中学校、島根中学校(3校)

(小学校)城北小学校、川津小学校、長江小学校、恵曇小学校、佐太小学校、鹿島東小学校、島根小学校(7校)

(幼稚園)城北幼稚園、川津幼稚園、恵曇幼稚園、佐太幼稚園、講武幼稚園(5園)

(保育所)城東保育所、たまち保育園育英北分園、白潟保育所、たまち保育園本園、みのり保育所、比津ヶ丘保育園融合センター、恵曇保育所、御津保育所、マリン保育所、野波保育所(10所・園)

※幼稚園・保育所は別日程で実施(1月28日実施予定)

- 生徒等の広域避難訓練

【訓練対象学校】 鹿島中学校1年生及び教員 計約52名

【避難所】 島根県職員会館(松江市内中原町52番地)

- 保護者への避難完了伝達訓練

【訓練対象者】鹿島中学校1年生の保護者

8. 原子力防災学習会

原子力防災に関する知識普及のため、避難住民及び生徒・教員を対象に専門講師を招き原子力防災学習会を開催する。

【会場】 避難住民:島根県職員会館(多目的ホール)

鹿島中学校生徒・教員:オフサイトセンター2F

【内容】 原子力災害時にとるべき行動について

【住民】 鹿島地区約40名、島根地区約40名、城西地区約55名、 計約135名

【学校】 鹿島中学校生徒 約52名

☆国、県、中国電力及び市共通の訓練

1. 初動対応訓練【県庁】

- ・緊急時通信連絡

緊急時の連絡体制に基づき、トラブル初動段階の県、市を中心とした関係機関相互の通信連絡を実施する。

- ・初動対応実動訓練

トラブル発生からの初動対応を、実時間に沿って実施する。

2. 緊急時モニタリング訓練【島根県保健環境科学研究所】

放射性物質放出から緊急事態解除までの活動に重点を置いたモニタリング訓練の実施。

3. 緊急時被ばく医療活動訓練【県立中央病院 ほか】

- ・緊急被ばく医療関係者研修

- ・汚染患者発生時の医療機関への救急搬送及び通信連絡訓練。

4. 学校等の屋内退避訓練・防災学習【県立高等学校ほか】

- ・学校等への通信連絡、学校等での教職員・生徒等への連絡、屋内退避訓練。

- ・原子力防災の基本的な事項に関する防災学習会の開催。

5. オフサイトセンター活動訓練【国、県 ほか】

- ・オフサイトセンター一斉招集訓練、機能班による事象の進展を想定したロールプレイング演習を行う。

- ・原子力防災関係機関により、シナリオ非開示で図上演習を行う。(12月14日、15日実施)

《訓練の中止》

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止する